

○厚生労働省告示第百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、別表第1の第2章の2(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>別表第1 生活扶助基準 第1章 (略) 第2章 加算 1 (略) 2 障害者加算 (1) (略) (2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。 ア <u>身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)</u>の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはならないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。) イ (略) (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条に規定する施設に入所している者を除く。)については、別に<u>14,650円</u>を算定するものとする。 (4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の<u>全て</u>について介護を必要とするものを、その者</p>	<p>別表第1 生活扶助基準 第1章 (略) 第2章 加算 1 (略) 2 障害者加算 (1) (略) (2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。 ア 障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはならないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。) イ (略) (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条に規定する施設に入所している者を除く。)については、別に<u>14,580円</u>を算定するものとする。 (4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の<u>すべて</u>について介護を必要とするものを、その</p>

と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に12,290円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、70,190円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

3・4 (略)

5 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額43,120円、(2)に該当する者にあつては月額21,560円とする。

(1)・(2) (略)

6～9 (略)

第3章 (略)

別表第2～別表第8 (略)

別表第9 地域の級地区分

1・2 (略)

3 3級地

(1) 3級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市 町 村 名
(略)	(略)
宮 城 県	石 卷 市 気 仙 沼 市 白 石 市 角 田 市 岩 沼 市 大 崎 市

者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に12,230円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、70,080円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

3・4 (略)

5 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額42,960円、(2)に該当する者にあつては月額21,480円とする。

(1)・(2) (略)

6～9 (略)

第3章 (略)

別表第2～別表第8 (略)

別表第9 地域の級地区分

1・2 (略)

3 3級地

(1) 3級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市 町 村 名
(略)	(略)
宮 城 県	石 卷 市 気 仙 沼 市 白 石 市 角 田 市 岩 沼 市 大 崎 市

	富 谷 市 柴 田 郡 大 河 原 町 柴 田 町 宮 城 郡 七 ヶ 浜 町 利 府 町  (削る)
(略)	(略)

(2) (略)

	(新設) 柴 田 郡 大 河 原 町 柴 田 町 宮 城 郡 七 ヶ 浜 町 利 府 町 黒 川 郡 富 谷 町
(略)	(略)

(2) (略)